

平成26年度第1回放課後子どもプラン運営委員会

日 時：平成26年7月3日（木）

午後3時～5時

場 所：北館4階 教育委員会室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員自己紹介，事務局職員自己紹介
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 議題
 - (1) 平成25年度放課後こどもプラン利用状況等について
 - (2) 平成25年度決算及び平成26年度の予算について
 - (3) 平成26年度の取り組みについて
 - ・事業周知及び保険について
 - ・安全管理人の研修及び意見交換会について
 - ・校庭開放一旦下校解消の取り組みについて（報告）
 - (4) その他
- 7 第2回運営委員会開催の日程について
- 8 閉会

平成26年度芦屋市放課後子どもプラン運営委員会 名簿

(区分毎 五十音順)

区分	団体名	氏名
学校関係者	芦屋市立精道小学校	谷川 久吉
地域関係者	芦屋市自治会連合会	中上 二郎
地域関係者	芦屋市老人クラブ連合会	中村 美津子
社会教育関係者	放課後子どもプラン事業コーディネーター 芦屋市学校支援ボランティア連絡協議会	宇佐見 裕子
社会教育関係者	芦屋市青少年育成愛護委員会	金本 ひとみ
社会教育関係者	芦屋市コミスク連絡協議会	西野 悦子
社会教育関係者	芦屋市PTA協議会	丸田 朋子
社会教育関係者	芦屋市子ども会連絡協議会	守上 三奈子
学識経験者	大和大学教育学部教育学科教授	山田 和廣
児童福祉関係者	芦屋市民生児童委員協議会	中田 伊都子
行政関係者	芦屋市教育委員会学校教育部 学校教育課長	北野 章
行政関係者	芦屋市教育委員会社会教育部 青少年育成課長	田中 徹
行政関係者	芦屋市こども・健康部 こども課長	茶嶋 奈美
行政関係者	芦屋市こども・健康部 こども政策課長	西村 雅代
事務局	芦屋市教育委員会社会教育部 生涯学習課長	長岡 一美
	芦屋市教育委員会社会教育部 生涯学習課管理係長	北條 安希
	芦屋市教育委員会社会教育部 生涯学習課管理係	松本 かづみ

芦屋市附属機関等の設置等に関する指針

1 趣旨

この指針は、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 「附属機関等」の定義

この指針の対象とする「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置するもの
- (2) 附属機関に準ずる機関 有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則及び要綱等により設置するもの（委員会、協議会、懇談会、懇話会等）

【附属機関等に該当しないもの】

次に掲げるものは、この指針の対象とする附属機関等に該当しないものとする。

- ① 関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- ② 協議会等の運営を市民が主体となっていて行っている市民（住民）組織的な性格を有するもの
- ③ 市職員のみにより構成するもの
- ④ その他この指針の対象とすることが不適当なもの

3 附属機関等を設置する際の留意事項

新たな制度の創設等により、外部の有識者等の意見を市政に反映させる必要がある場合は、原則として既存の附属機関等を活用するものとする。

やむを得ず新設する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 行政責任の明確化及び行政の簡素・効率化に照らし、真に必要なものに限るものとする。
- ② 審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれておらず、また、既存の附属機関等の所掌とすることが適当でない場合に限るものとする。
- ③ 設置目的が臨時的なものについては、設置期限を決裁、要綱等に明示するものとする。

4 既存の附属機関等の見直し

- (1) 既に設置されている附属機関等について、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、廃止又は統合を検討するものとする。

- ① 設置の目的が既に達成されたもの
- ② 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により、著しく役割が低下したもの
- ③ 過去の実績が少なく、今後もその効果が期待されないもの
- ④ 一般的な行政事務処理又は関係者からの意見聴取その他の行政手段により対応可能なもの
- ⑤ 設置の目的又は所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- ⑥ その他行政運営の簡素・効率化の観点から統合が望ましいもの

- (2) 年間開催数が1回以下の附属機関等及び設置後10年を経過した附属機関については、上記①～⑥に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

5 委員の選任

- (1) 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意し、選任するものとする。
 - ① 開かれた市政の推進のため、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。
 - ② 各種団体等から選任する場合は、当該団体における役職によらず、広く構成員から推薦を受けるよう各種団体等に働き掛けるものとする。
 - ③ 女性を積極的に登用するものとし、「芦屋市男女共同参画行動計画」に基づいて、女性委員の割合が定数の40%以上となるよう努めるものとする。
 - ④ 委員の年齢構成が偏らないようにするとともに、選任時の満年齢が70歳を超えないものとする。
 - ⑤ 同一人を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は、同一人を選任できる附属機関等の数は3機関までとする。
 - ⑥ 委員の在任期間は、10年を超えないものとする。
 - ⑦ 一つの附属機関等の委員の数は、法令又は条例で定められている場合を除き、20人以内の必要最小限度とする。
- (2) 上記④～⑦までの規定は、委員の資格に関し法令又は条例の定めがある場合又は実施機関が適当と認める者が他に得られない場合など特別の事情がある場合は、適用しないことができる。
- (3) 委員名等の公開について、次に掲げる事項は芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）に規定する非公開情報に該当しないものとする。
 - ① 委員名
 - ② 当該附属機関等における役職名
 - ③ 委員の出身団体等の名称及び役職

6 委員の公募

- (1) 市政への市民参画を促進するため、附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で、原則として1人以上の公募委員を登用するものとする。ただし、所掌事項が次に掲げる事項に該当する場合は、公募を行わないことができる。
 - ① 行政処分に関する審議等を行う場合
 - ② 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合
 - ③ その他所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められる場合
- (2) 公募方法及び選考方法等その他の必要事項は、「附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるところによる。

7 会議の公開

附属機関等の会議は、市民参画を促進するという観点から、情報公開条例第19条の規定に基づき公開することを原則とする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、会議を公開しない。

- ① 情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められ

るとき。

【非公開とする場合の運用】

会議を非公開とすることができるのは、取り扱う案件の性質によるため、非公開の判断は、当該附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、法律又は条例等で、特定の附属機関等の会議の非公開を義務付ける場合には、その規定が優先する。

会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにするとともに、会議録又は会議の要旨に必ず記録するものとする。

8 会議の公開方法等

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 附属機関等は、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等の長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 上記に定めるもののほか、会議の傍聴に関する取扱い及び傍聴人の遵守事項については、「附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領」に定めるところによる。

9 会議開催の周知

附属機関等を所管する課長（以下「各所管課長」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の2週間前までに次の事項を別紙様式第1号により、管財・検査課長へ連絡するものとする。当該事項は、管財・検査課長が行政情報コーナーに掲示し、各所管課長がホームページへ掲載することにより広く市民に周知を図るものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 非公開のときはその理由
- ⑥ その他周知すべき事項
- ⑦ 所管課

10 会議録等の作成及び公表

- (1) 附属機関等は、公開・非公開の会議にかかわらず、各所管課長が会議終了後に速やかに会議録又は会議の要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。
- (2) 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関等は、会議録等の写しを行政情報コーナーにおいて閲覧に供するよう努めるものとし、非公開の会議についても、内容の一部を伏せるなどして、可能な限り会議録等の写しを公開するものとする。

【非公開の会議の会議録等の取扱い】

会議が非公開で行われた場合であっても、直ちに会議録等も非公開とされるわけではない。別途、情報公開条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かを実施機関が判断し、公開し得る部分については、これを公開しなければならないものとする。

11 その他の事項

- (1) 各所管課長は、附属機関等を設置、統廃合又は変更する場合は、別紙様式第2号により組織・事務管理を担当する課長に合議するものとする。
- (2) 各所管課長は、委員を選任する場合は、別紙様式第3号により人事課長、市民参画課長及び男女共同参画推進担当課長に合議するものとする。
- (3) 各所管課長は、上記(1)及び(2)に基づく内容を総務部文書行政課長、組織・事務管理を担当する課長に連絡するものとする。当該内容は、総務部文書行政課長が行政情報コーナーに配架し、各所管課長がホームページへ掲載することにより閲覧に供するものとする。
- (4) 各所管課長は、毎年1回、附属機関等の会議の開催状況について、別紙様式第4号により組織・事務管理を担当する課長へ報告するものとする。
- (5) 組織・事務管理を担当する課長は、毎年1回、各附属機関等の会議の開催状況を取りまとめ、公表するものとする。

12 補則

その他この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年2月1日から施行する。

○芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱

平成22年4月1日

芦屋市放課後プラン事業(子ども教室型放課後対策)実施要綱(平成20年芦屋市要綱)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、放課後や週末等に学校の施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、芦屋市とする。

2 事業の実施については、芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体その他の団体等に委託して行うことができるものとする。

(対象児童等)

第3条 本事業の主な対象は、市内に住所を有する幼児、小学校の児童及び中学校の生徒とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を確保すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の場を提供すること。
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むこと。
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティを充実させること。
- (5) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

(実施場所の指定)

第5条 この事業を実施する学校は、地域の実情及び学校の施設の状況等を考慮して教育委員会が指定する。

(実施期間及び実施時間)

第6条 この事業の実施期間及び実施時間は、別に定める。

(運営委員会)

第7条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

(組織)

第8条 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、生涯学習を所管する課において処理する。

(実施体制等)

第13条 この事業の実施のため、教育委員会は、次の各号に掲げる者を選任及び配置し、それぞれ当該各号に定める事項を行わせる。

(1) コーディネーター 事業の総合的な調整

(2) 教育活動推進員 学習支援、体験、交流活動等のプログラム（次号において「プログラム」という。）の実施

(3) 教育活動サポーター プログラムの実施のサポート及び子どもたちの安全管理

(損害賠償)

第14条 利用者は、活動中に施設又は設備を故意又は過失により、破損又は滅失したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(費用等)

第15条 コーディネーター、教育活動推進員及び教育活動サポーターの謝礼については、兵庫県の補助金積算基準単価により積算した額を支払うものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

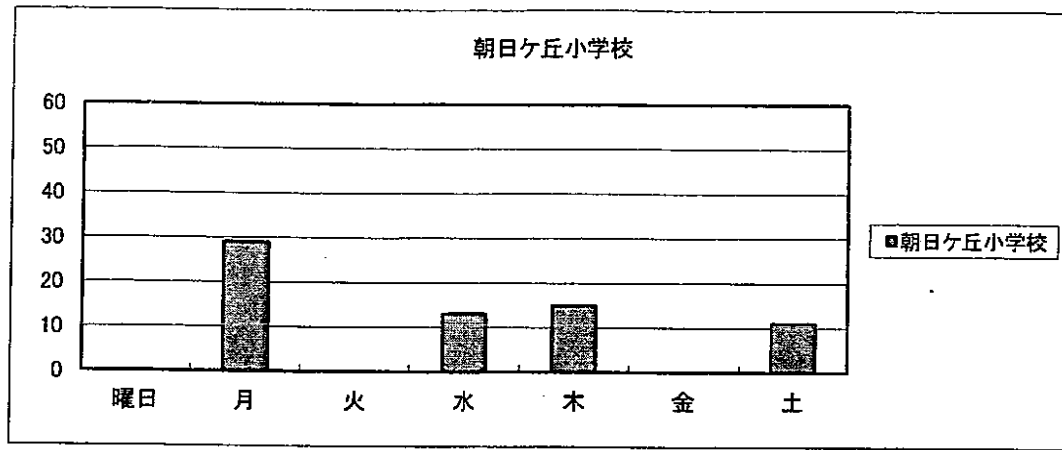
附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

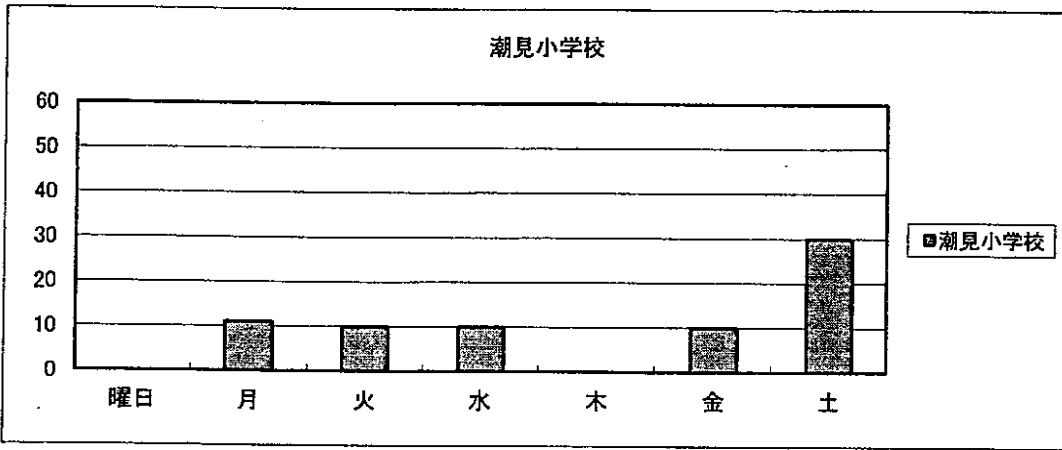
平成25年度 校庭開放日の参加人数 (平均は四捨五入)

月	精道	図書館子どもの部屋	すまいるクラブ	宮川	山手	すてっぴあつぷ	岩園	朝日ヶ丘	潮見	打出浜	浜風	学びクラブ	人数合計
4	429	0	0	618	121	8	0	91	178	172	162	0	1,779
平均	31			41	12	8		18	14	16	11		19
5	554	75	0	724	181	22	253	154	207	335	312	0	2,817
平均	31	38		36	10	22	32	13	14	22	16		23
6	403	31	59	528	157	22	250	149	218	176	332	32	2,357
平均	27	31	59	33	10	11	36	17	16	14	17	32	25
7	363	92	0	516	138	17	187	127	56	110	220	39	1,865
平均	26	46	0	37	11	17	31	14	6	10	16	39	21
8	0	49	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	56
平均		49				7							28
9	499	0	59	823	219	18	310	200	223	252	221	0	2,824
平均	26	0	59	46	14	9	34	18	15	16	15	0	21
10	441	76	59	583	342	9	333	255	279	239	231	35	2,882
平均	22	38	59	42	20	9	37	18	16	13	11	35	27
11	627	0	59	735	339	19	461	179	327	391	242	29	3,408
平均	31	0	59	43	19	8	46	18	17	20	12	29	25
12	1	38	55	5	0	16	9	5	106	8	13	22	278
平均	1	38	55	5	0	16	9	5	35	4	4	22	16
1	14	30	55	13	0	16	22	20	100	14	10	31	325
平均	7	30	55	7	0	8	11	10	33	7	5	31	17
2	8	61	57	9	0	9	9	11	50	20	8	31	273
平均	8	31	57	9	0	5	9	11		10	3	31	16
3	470	73	0	560	248	0	57	169	184	254	156	0	2,171
平均	32	0	0	40	25	0	19	22	15	17	9	0	15
合計	3,809	525	403	5,114	1,745	133	1,891	1,360	1,928	1,971	1,907	219	21,035
平均	22	27	45	31	11	10	26	15	18	14	11	24	21

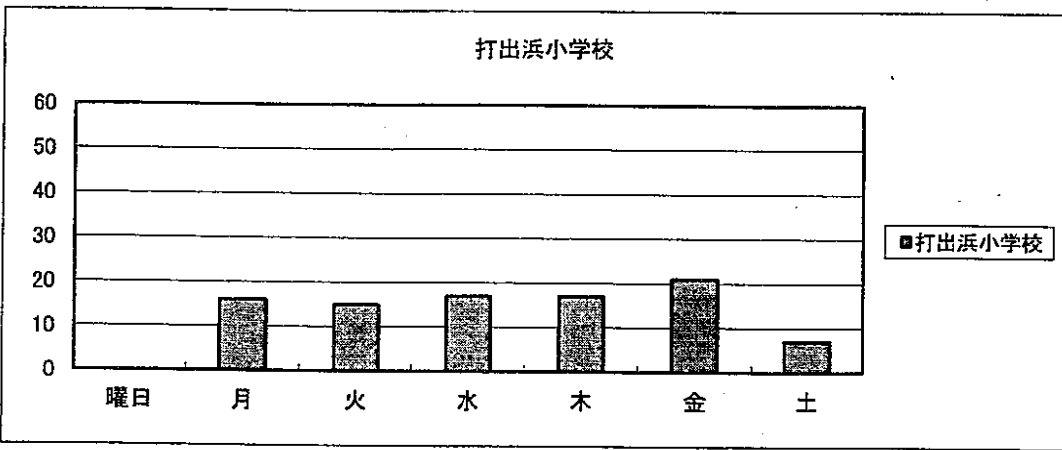
実数合



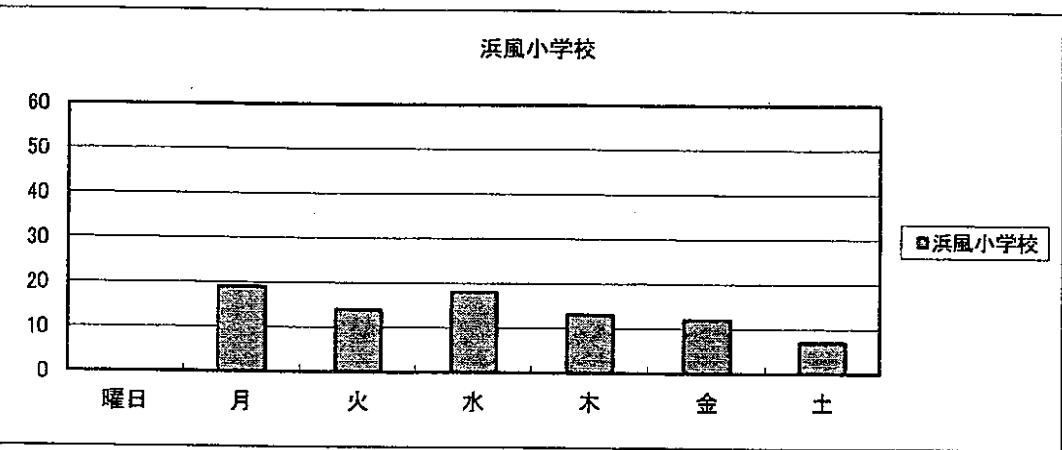
児童数434



児童数588

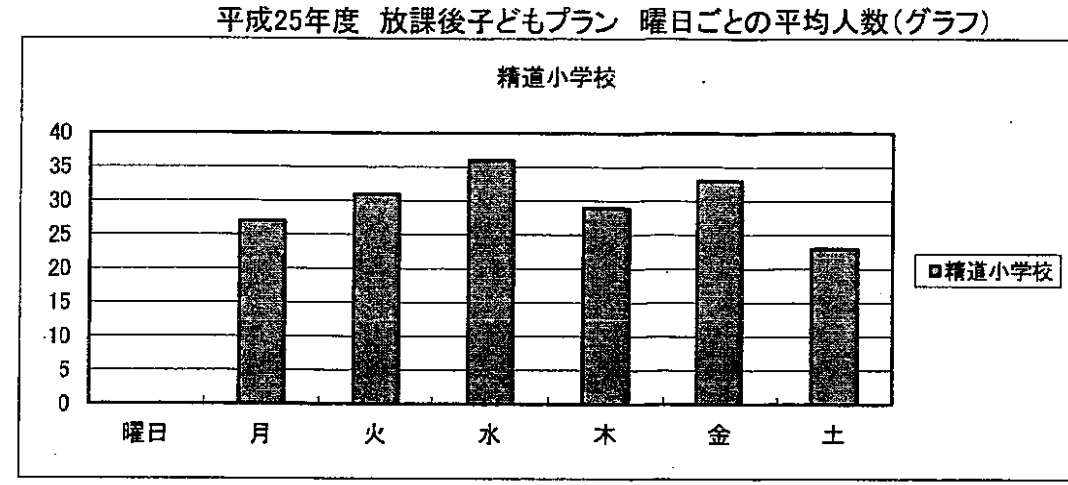


児童数582



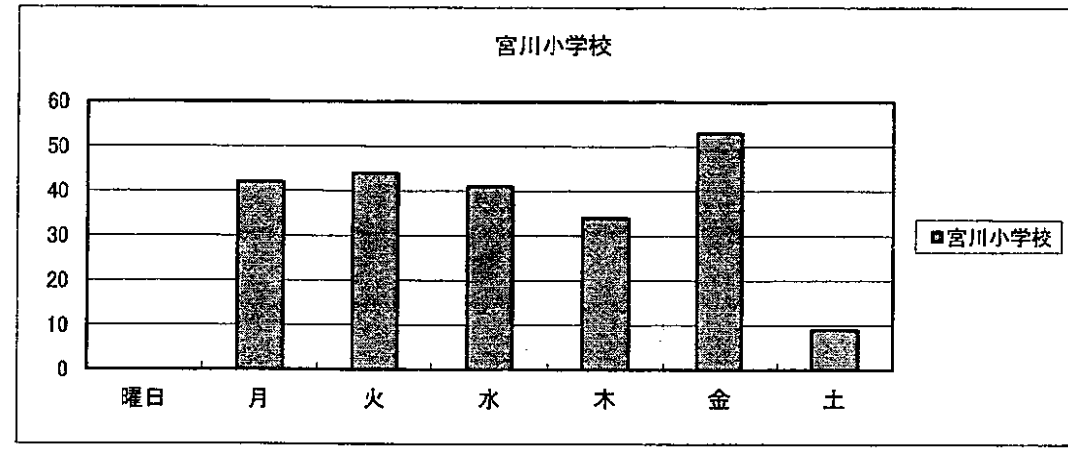
児童数320

* 月曜日は「浜風学びクラブ」を含む

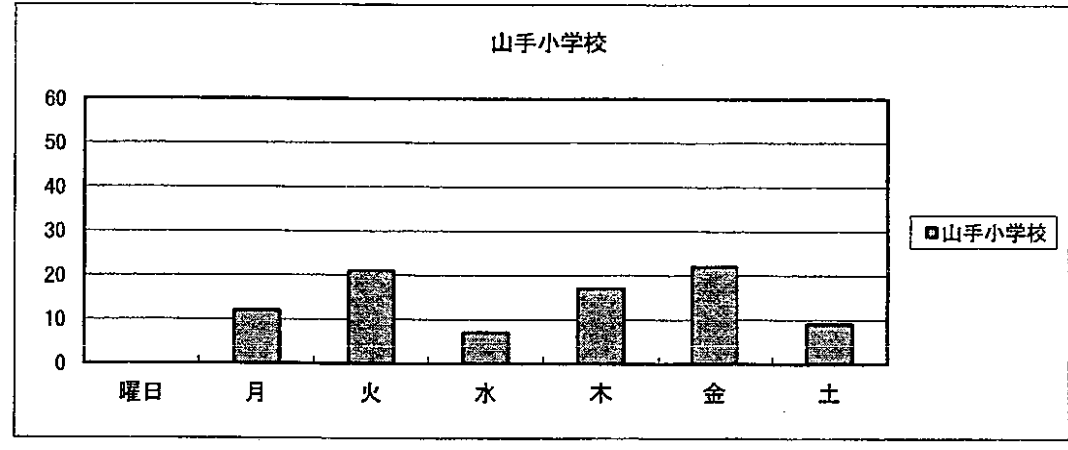


児童数689

* 金曜日は「すまいるクラブ」を含む
* 土曜日は「図書館子どもの部屋」を含む

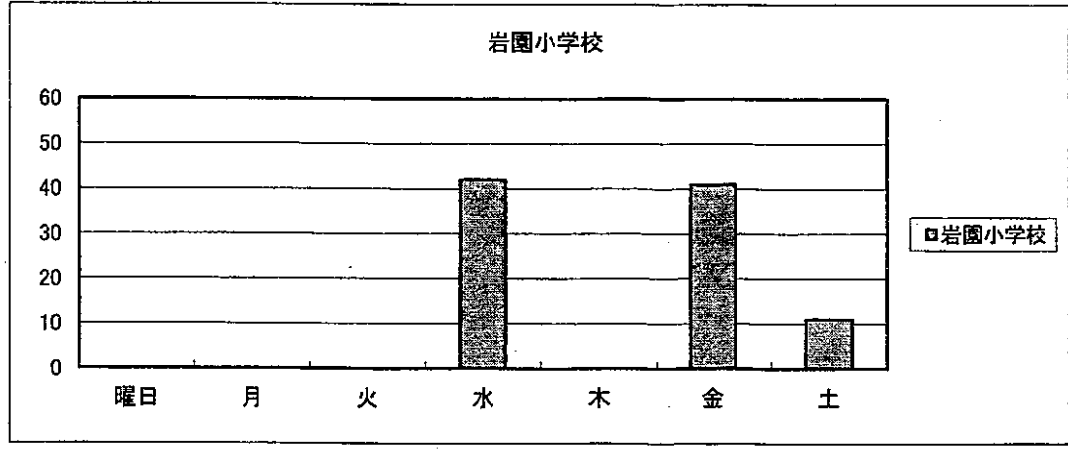


児童数672



児童数685

* 土曜日は「三条てらこや」「すてっぷあっぷすくーる」を含む



児童数755

<平成25年度芦屋市放課後子どもプラン決算>

(単位:円)

項目	合計	運営委員会経費	コーディネーター経費	子ども教室経費
指導者等謝金 及び 指導者等交通費	2,234,540	149,420	32,400	2,052,720
活動運営費	46,906	0	0	46,906
役務費	106,000	0	0	106,000
補助対象経費 (A)	2,387,446	149,420	32,400	2,205,626
補助対象外経費 (B)	156,700	2,400	0	154,300
総事業経費 (A) + (B)	2,544,146	151,820	32,400	2,359,926

※ 補助金申請額は、補助対象経費(A)の2/3(1,000円未満は切り捨て)

補助金申請額	1,591	千円
--------	-------	----

<平成26年度芦屋市放課後子どもプラン予算> (案)

(単位:円)

項目	合計	運営委員会経費	コーディネーター経費	子ども教室経費
指導者等謝金 及び 指導者等交通費	3,346,560	310,320	103,680	2,932,560
活動運営費	75,400	26,400	0	49,000
役務費	118,880	2,880	0	116,000
補助対象経費 (A)	3,540,840	339,600	103,680	3,097,560
補助対象外経費 (B)	153,306	4,320		148,986
総事業経費 (A) + (B)	3,694,146	343,920	103,680	3,246,546

※ 補助金申請額は、補助対象経費(A)の2/3(1,000円未満は切り捨て)

補助金申請額	2,360	千円
--------	-------	----

平成26年度の取組みについて

1 運営委員会について

- ・1学期に1回開催

2 校庭開放事業について

学校名	開 放 日								
	月	火	水	木	金	第2・4土	第1土	第3土	第5土
精 道	○	○	○	○	○	○	—	—	—
宮 川	○	○	○	○	○	○	—	—	—
山 手	○	○	○	○	○	—	—	—	—
岩 園	—	—	○	—	○	○	—	—	—
朝日ヶ丘	○	—	○	○	—	○	—	—	—
潮 見	○	○	○	—	○	○	○	○	○
打出浜	○	○	○	○	○	○	○	—	—
浜 風	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 教室型事業について

- ・浜風学びクラブ：毎月1回水曜日
- ・図書館子どもの部屋：毎月第2及び第4土曜日
- ・すてっぶあっぷすくーる：毎月第2及び第4土曜日
- ・すまいるクラブ：毎月第4金曜日
- ・あさひわいわいクラブ：年間5回

*教室型事業については増やしていきたいと考えていますが、兵庫県からの補助金について、例年になく厳しい状況が発生していることから、校庭開放事業の見直しとセットで考えていきたいと思っています。